

(仮称) 生駒市市民投票条例(案)に対するパブリックコメント手続等の実施状況

平成22年11月16日(火)現在

【パブリックコメント手続による意見】

1. 意見提出期間 平成22年11月1日(月)～30日(火)
2. 意見提出場所 生駒市役所市民活動推進課(生駒市市民自治推進会議事務局)

提出件数	
41件	
内訳：郵送	1件
メール	40件

【パブリックコメント手続によらない意見】

提出件数	
78件	
内訳：電話	8件
メール	66件
FAX	3件

- 1. 案件名 (仮称) 生駒市市民投票条例(案) に対する意見募集 【パブリックコメント手続】
- 2. 意見提出期間 平成22年11月1日(月)～30日(火)
- 3. 担当課 生駒市役所市民活動推進課(生駒市市民自治推進会議事務局)
- 4. 意見提出状況 (1) 提出者数 41名 【提出方法】 郵送 1名 メール40名

番号	提出された意見	市民自治推進会議の考え方
<b>投票資格者について 4件</b>		
23	<p>まず、投票資格者であるが、第3条(2)項より、年齢満18歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過している者に限る。)と記載されているが、現在、外国人地方参政権について、全国各地で議論がなされ、その結果、外国人参政権に反対する地方自治体、都道府県は多数に上っている。つまり、外国人参政権は問題があると認識している。当案件はこの流れに逆行していると言わざるを得ない。資格者を満たす条件も、”登録日の日から3ヶ月”以上経過した者は無条件で投票資格を与えると読み取れる。これは、当人の国籍を問わず、上記の条件を満たせば投票できるということである。つまり、北朝鮮や、中国、韓国など、国を挙げて反日思想教育を行っている人たちに対しても投票資格を与えるということである。これにより、生駒市民の利益、もしくは日本の国益に関する事項にも、外国人の投票資格者が深く関わると言うことである。場合によっては、この様な人を通じ、彼らの本国の意志が、市政に深く関与すると言うことである。これは非常に由々しき問題である。</p> <p>次に、3(1)で「公職選挙法違反で選挙権を停止された者は、市民投票の投票資格を有しない」とされている。公職選挙法の罰則の基本は公民権停止だが、外国人はもともと選挙権を有しないため、外国人が公職選挙法に違反しても、選挙権を停止されない(＝外国人が公選法を犯しても、適用すべき罰則が存在しない)。つまり同じ公職選挙法違反者であっても、日本人は市民投票から排除され、外国人ならば市民投票に参加できる。これは重要な問題である。</p> <p>まずは上記の2点から、この案件は問題があると考えられるため、施行されてはならないと考えられる。</p>	<p>市民投票制度では、「現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」、が対象となることから、なるべく幅広い市民が投票に参加することにより意思表示をすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、生駒市自治基本条例第6条(人権の尊重)において、本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことや、第45条の市民投票の投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年の参加に十分配慮しなければならないと規定しており、本市の市民である外国人や未成年者が一律に除外されるものではないと考えます。</p> <p>外国人については、市民投票において対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、一定期間日本に在留し、日本での生活の基盤が確立されている必要があり、その期間として3年程度は必要と考えられることから、外国人の投票要件として、特別永住者や永住者に加えて「日本に在留資格をもって引き続き3年を超えて在留する者」とすることが望ましいと考えています。</p> <p>このようなことから、代表者を選出する選挙と市政に係る重要事項について、市民に直接意思を確認する市民投票とでは、その目的を異にするものであり、それぞれの制度の目的を踏まえ、投票資格者が設定されることが適当であると考えています。</p>
25	<p>本案件に係る文を読ませていただきました。私は生駒市民ではありませんが、例として挙げられていた米軍基地問題などは仮にそのような問題が生じた場合、日本国全体にその影響が波及しうる重大な要素を孕んでいると考えます。よって、「意見提出者の区分」における「当該案件に利害関係を有する者」は日本国民全体であると認識しております。このような認識に基づき、意見を送らせていただきます。</p> <p>米軍基地など日本国全体に大きな影響を及ぼす事例について、本案件がその対象としているのであれば、第3条(2)に記載されている「年齢満18歳以上の定住外国人」はきわめて不適切な「投票資格者」と言わざるを得ません。対象となる外国人には現在日本国との間に領土問題などの重大な外交問題を抱えている国が存在します。国防に大きな影響をもたらす住民投票に彼ら(日本国との間に領土問題などの重大な外交問題を抱えている国の国民)の意志を反映しうる機会を与えることは、日本国および日本国民にとって極めて危険な行為であり、1日本国民として強く反対せざるを得ません。</p> <p>侵略とは武力による侵攻ではありません。武力による侵攻は最終手段であって、その前には必ず内部工作が行われます。今回提示された生駒市市民投票条例案は内部工作に有力な足がかりを与えうるものです。例えば、かつてハワイ王国は外国人(アメリカ人)による内部侵略によりアメリカ合衆国に併合されて滅亡しました。外国人を政治に参加させることの危険性は歴史が証明しています。</p> <p>最後にもう一度、「1日本国民として生駒市の「市民投票条例」に強く反対する」意志を表明し、私の意見とさせていただきます。</p>	<p>条例案第3条第3項第2号において日本国籍を有する満20歳以上の者の投票資格判定における公平性を図るために、外国人と満18歳及び満19歳の者についても、同項第1号に掲げる選挙権の欠格事由に該当する者は、投票資格者から除くこととしています。</p> <p>また、外国人と満18歳と満19歳の者に関する欠格事由の情報を把握するための規定が存しないため、投票資格のない者が投票資格者名簿に登録されている場合も考えられますが、第19条において投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できないことを規定いたしており実質的には投票資格はないものとしています。</p>
33	<p>外国人に住民投票に参加させるのは大反対です。そもそも、請願権が認められており、住民としての権利は確保されております。参政権については、憲法に国民の権利とされており外国人にその権利を与えることは逆に日本人に対する差別となるでしょう。参政権を推進している方々が根拠としている平成7年の最高裁判決の傍論についても、その裁判官が否定現在否否定しております。だいたい、中国においては中国本国で選挙権が認められていないのに、日本では中国国籍のまま選挙権が認められるというのはこっけいな話です。在日韓国人についても、韓国で韓国国籍を持つ者については海外に住んでいたとしても選挙権を行使することができるようになりました。ですので、日本において、参政権を得ると言うのは二重に参政権を得ることになります。</p> <p>日本人の権利を守るべきです。条例は日本国憲法の精神に反して制定してはなりません。 よろしくお願ひします。</p>	
37	<p>日本国憲法において参政権は日本国民にのみ認められた権利であり最高裁判例においても、そのことは明示されています。また最高裁判例の「傍論」にて「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの」とされていますが、あくまで「傍論」でありそもそも法的拘束力を持たない内容となっています。このことから貴市にて憲法を越えて外国人に対し参政権を与えることは違憲であり、日本国民全体に対し脅威を与える悪法となると考えます。</p> <p>このため、当方は貴市の住民ではございませんが漸く反対させて頂きたく意見を述べさせて頂きました。</p>	